

自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1名（大人）が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び、同X3（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（交通費）
- (2) 避難費用（面会交通費等）
- (3) 生活費増加費用（二重生活）
- (4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (5) 生活費増加費用（自家消費野菜）

2 期間

平成24年1月1日～平成25年1月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金649,807円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

(1) 避難費用（交通費）	8,739円
(2) 避難費用（面会交通費等）	139,044円
(3) 生活費増加費用（二重生活）	390,000円
(4) 生活費増加費用（家財道具購入費用）	27,524円
(5) 生活費増加費用（自家消費野菜）	84,500円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項(2)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月21日

（仲介委員 山田宣郷）